

浄化槽は きちんと使って きれいな水に



〈維持管理の3つの約束〉

浄化槽を使用される皆様には、

「保守点検」「清掃」「法定検査」の

約束があります。

かえ

きれいな水を川や海に還すため、
維持管理を正しく行いましょう。



3つの約束を
守ってください



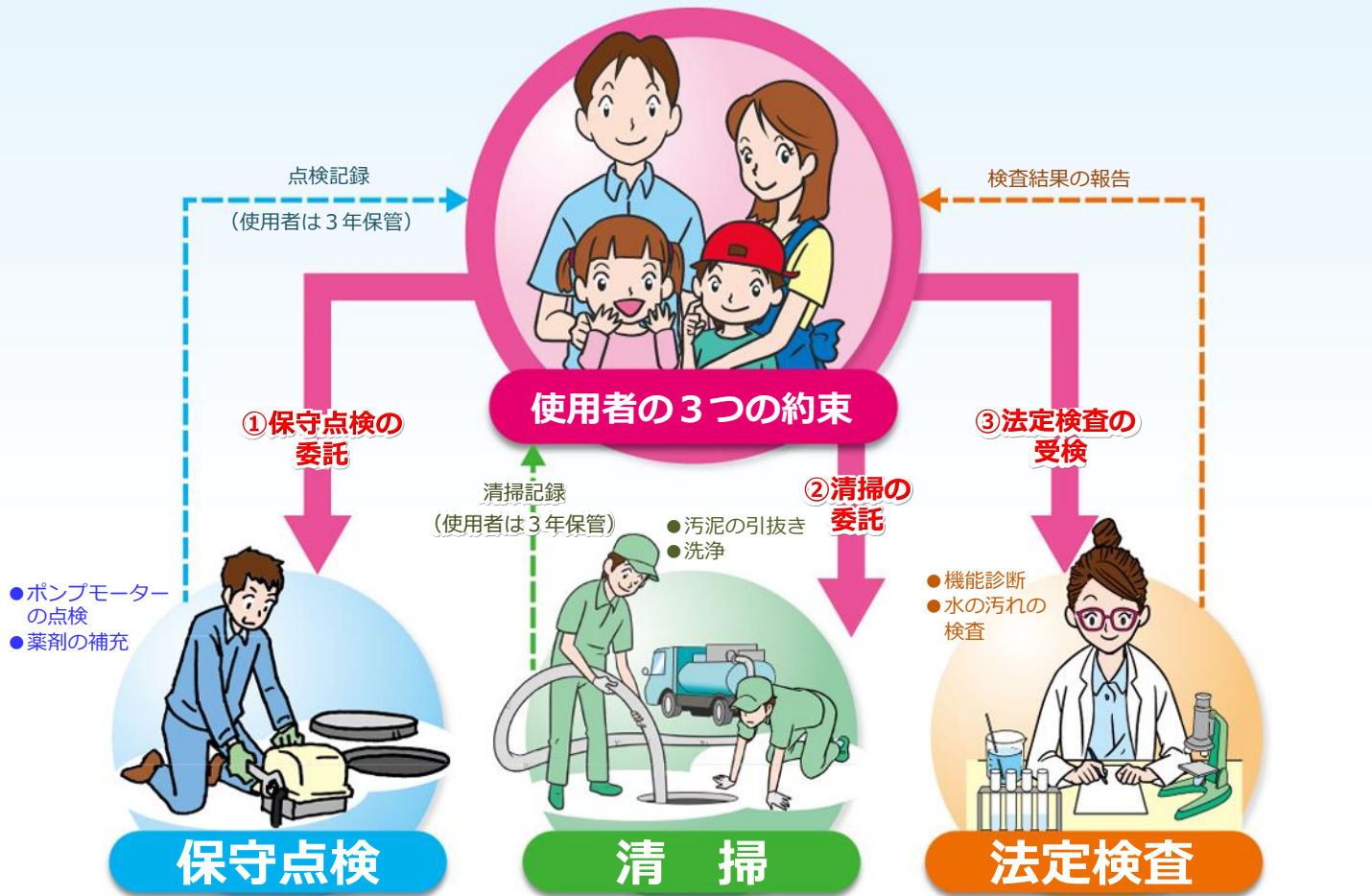
浄化槽は、たくさんの微生物のはたらきによって、水をキレイにしています。
微生物のはたらきやすい環境を整えるために、維持管理の3つの約束が必要です。



浄化槽は生きものです

浄化槽がしっかり働けるようきちんと管理しましょう。

浄化槽がしっかり働けないと、汚れたままの水を川や海に流してしまうことになります。そのため、浄化槽を使用される方には、浄化槽法により定期的な維持管理が義務づけられています。



保守点検とは？

浄化槽の点検、調整や修理、消毒剤の補充のことです。**年3回以上**実施しなければなりません（回数は浄化槽の種類などによって異なります）。県知事等の登録を受けた業者に委託してください。

浄化槽の健康管理です

清掃とは？

浄化槽内に生じた汚泥などの引き抜きや調整、機器類の洗浄のことです。**年1回以上**実施しなければなりません。市町長の許可を受けた業者に委託してください。

法定検査とは？

①設置後の水質検査（7条検査）

設置された浄化槽が、適正に施工され、機能しているかを確認する検査です。**浄化槽を使い始めて3カ月を経過した日から5カ月間**に受けなければなりません。

②定期的な水質検査（11条検査）

保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているかを確認する検査です。**毎年1回**受けなければなりません。

法定検査は県知事が指定した次の検査機関に申込みしてください。

●公益社団法人 広島県環境保全センター

広島市安佐南区大塚西4丁目2番28号 ☎082-849-6411

●公益社団法人 広島県浄化槽協会

安芸郡府中町千代8番8号 ☎082-569-5540

相談窓口

使い始める時や使用をやめる時、使用者（世帯主）が変わる時は、手続きが必要です。詳しくはお住まいの地域の市役所又は町役場へお問い合わせください。

【広島市】	業務第二課	Tel. 082-504-2223
【三原市】	生活環境課	Tel. 0848-67-6168
【府中市】	環境衛生課	Tel. 0847-43-9222
【大竹市】	環境整備課	Tel. 0827-59-2154
【安芸高田市】	下水道課	Tel. 0826-47-1204
【海田町】	地域みらい課	Tel. 082-823-9219
【安芸太田町】	建設課	Tel. 0826-28-1962
【世羅町】	上下水道課	Tel. 0847-22-1189

【呉市】	環境試験センター	Tel. 0823-25-3551
【尾道市】	下水道課	Tel. 0848-29-7010
【三次市】	環境政策課	Tel. 0824-62-6136
【東広島市】	生活衛生課	Tel. 082-422-1048
【江田島市】	生活環境課	Tel. 0823-43-1637
【熊野町】	生活環境課	Tel. 082-820-5606
【北広島町】	環境生活課	Tel. 0826-72-7365
【神石高原町】	健康衛生課	Tel. 0847-89-3336

【竹原市】	地域づくり課	Tel. 0846-22-2279
【福山市】	環境保全課	Tel. 084-928-1072
【庄原市】	下水道課	Tel. 0824-73-1175
【廿日市市】	下水道経営課	Tel. 0829-32-5490
【府中町】	下水道課	Tel. 082-286-3189
【坂町】	環境防災課	Tel. 082-820-1506
【大崎上島町】	環境衛生課	Tel. 0846-64-3513